

別紙 1

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類チェックリスト

申請者名： _____

No.	項目	許可区分			特別管理 産業廃棄物 収集運搬業			備考
		新規	更新	変更	新規	更新	変更	
①	事業計画の概要を記載した書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	省令様式第6号の2第1～5面 積替え又は保管がある場合には、指導 指針様式第5号を添付
②	事業の用に供する施設							積替え又は保管がある場合には、その 場所に係る書類を添付 土地の所有者と申請者とが異なる場 合は、使用賃貸借契約書等の使用権原 を証する書類
	平面図（配置図）	○	○	△	○	△	△	
	公図の写し	○	△	△	○	△	△	
	土地の登記事項証明書等	○	△	△	○	△	△	
	場所の写真	○	○	△	○	○	△	
	積替え保管の管理体制を示す書類	○	○	△	○	○	△	
	他法令の許認可証等	○	△	△	○	△	△	
	保管量算出の根拠	○	○	△	○	○	○	
	排出事業者の承諾	○	○	△	○	○	○	
	最大積上高の根拠	○	○	△	○	○	○	
	車庫配置図	◎	◎	△	◎	◎	△	
	付近の見取図	◎	◎	△	◎	◎	△	
	車両写真	◎	◎	△	◎	◎	△	省令様式第6号の2第6面
	運搬容器の仕様書等	◎	◎	△	◎	◎	△	省令様式第6号の2第7面 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬容 器の場合は、構造図及び写真
	応急措置設備・器具リスト	/	/	/	○	○	△	指導指針様式第6号。ポリ塩化ビフ ェニル廃棄物の収集運搬のみ必要。
	緊急時対応マニュアル	/	/	/	○	○	△	指導指針様式第7号。ポリ塩化ビフ ェニル廃棄物の収集運搬のみ必要。
③	施設の所有権を有すること（所有 権を有しない場合には、使用する 権原を有すること）を証する書類	◎	◎	△	◎	◎	△	自動車検査証等 使用者と申請者が異なる場合は使用 承諾書等
④	事業を行うに足る技術的能力を 説明する書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	講習会修了証の写しとする。 講習会修了者によっては、指導指針様 式第1号を添付
	「PCB廃棄物の収集運搬業作 業従事者講習」修了を証明する 書類及びポリ塩化ビフェニル廃 棄物収集運搬業作業従事者名簿	/	/	/	○	○	○	講習修了証の写し及び指導指針様式 第8号。ポリ塩化ビフェニル廃棄物 の収集運搬のみ必要。
⑤	事業の開始に要する資金の総額及 びその資金の調達方法を記載した 書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	省令様式第6号の2第8面
⑥	（法人）直前3年の各事業年度に おける貸借対照表、損益計算書、 株主資本等変動計算書、個別注記 表並びに法人税の納付すべき額及 び納付済額を証する書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	確定申告書の写し、同申告書に添付 される財務諸表及び納税証明書。 また、財務状況によっては追加資料 の提出が必要。
⑦	（個人）資産に関する調書並びに 直前3年の所得税の納付すべき額 及び納付済額を証する書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	省令様式第6号の2第9面。確定申 告書の写し及び納税証明書。また、 財務状況によっては追加資料の提出 が必要。

No.	許可区分 項目	産業廃棄物 収集運搬業			特別管理 産業廃棄物 収集運搬業			備 考
		新規	更新	変更	新規	更新	変更	
⑧	(法人) 定款又は寄附行為	◎	◎	△	◎	◎	△	履歴事項全部証明書
	(法人) 登記事項証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
⑨	(個人) 申請者の住民票の写し及び医師の診断書等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	誓約書については、省令様式第6号の2第10面 住民票の写しは、本籍（外国人の場合は、国籍等）の記載のあるものに限る（マイナンバーの記載のないもの。）。 法定代理人（法人）の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書。出資者等（法人）の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書。
⑩	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
⑪	法定代理人（個人）の住民票の写し及び医師の診断書等	○	○	○	○	○	○	
	法定代理人（法人）の登記事項証明書並びに役員住民票の写し及び医師の診断書等	○	○	○	○	○	○	
⑫	(法人) 役員住民票の写し及び医師の診断書等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
⑬	(法人) 出資者等（個人）の住民票の写し及び医師の診断書等	○	○	○	○	○	○	
	(法人) 出資者等（法人）の登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	
⑭	使用人の住民票の写し及び医師の診断書等	○	○	○	○	○	○	
⑮	優良認定に係る誓約書等	/	○	/	/	○	/	規則様式第38号 その他申請書類は優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルを参照
⑯	使用人の権限を証する書類	○	○	△	○	○	△	指導指針様式第2号
⑰	発生フローシート	◎	◎	○	◎	◎	○	指導指針様式第3号 特定家庭用機器再商品化法対象物である産業廃棄物のみを収集する場合には、省略可。
⑱	試験検査成績書の写し	○	○	△	○	○	△	検査項目は指導指針別紙1「分析項目一覧」による。（申請受付日前1年以内に交付されたもの。）
⑲	予定運搬先処分業者の許可証・指定証の写し	◎	◎	○	◎	◎	○	特定家庭用機器再商品化法対象物である産業廃棄物のみを収集する場合には、省略可。
⑳	他県等の許可証・指定証の写し	○	○	○	○	○	○	収集運搬区域が市外の場合
㉑	許可証の写し	/	◎	◎	/	◎	◎	更新・変更許可申請時のみ添付
㉒	委託契約書の写し	/	◎	/	/	◎	/	更新許可申請時のみ添付
㉓	政令第6条の6第1号の通知の写し	/	/	/	/	◎	/	特別管理産業廃棄物の更新許可申請時のみ添付

*①～⑮は、省令で規定されている添付書類 ◎：必ず添付が必要な書類 ○：該当すれば、添付が必要な書類
△：変更がない場合、添付を省略できる書類 /：添付を必要としない書類

- <注1> 当該書類が何度も発行される性質のものでない場合を除いて、第三者が証明等を行った書類については、原本を添付すること。ただし、産業廃棄物収集運搬業の許可申請と産業廃棄物処分業の許可申請とを同時に行う場合の共通する添付書類については、一方の添付書類はその写しを添付すれば足りるものとする。
- <注2> 産業廃棄物収集運搬業の許可申請と特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請を同時に行う場合は、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合、省略する申請書には添付書類省略理由書（指導指針様式第4号）を添付すること。
- <注3> 「医師の診断書等」は「精神の機能の障害等により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断書」又は「後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第4条第1項に規定する後見登記等ファイルに成年被後见人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書」をいう。